

# 社会福祉法人福生会 3 年計画

(第五期3 年計画 2021. 4.1～2024. 3.31 計画)

## I. 作成にあたって

いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を間近にした現在、昨年には 7 月の豪雨災害、また新型コロナウイルス感染症と、災害と感染症に明け暮れた 1 年であったように思います。こういった中、鳥取県においても、大規模災害や新型コロナウイルス感染症に対応できる大規模法人は、ごく僅かではないかと思えます。私たち社会福祉法人は、高齢者や地域そして社会の為に、存続し続けることの必要性のある事業体で有ると認識していますし、その事が地域包括ケアシステムの推進に寄与することに繋がるものと考えます。これらの自然災害対応の経験や感染予防対策の経験をいかして、鳥取県内の各社会福祉法人や各種福祉団体が、お互いに相互協力できる組織となることも必要であると考えていますし、これらを踏まえ、各法人には、BCP（業務継続計画）の作成が義務づけられました。

ところで、今回の令和 3 年度介護報酬の改定においては、上記災害への対応や感染症予防対策、地域包括ケアシステムの更なる推進、自立支援や重度化防止、介護人材確保と介護現場の効率化（ICT の活用）と、多岐にわたる幅広い改定となる中、0. 7% のプラス改定となりました。さらに一部は基本報酬が増額となった事、介護老人福祉施設等における食費の基準費用額の見直しによる増額も、行われました。また、施設においては、感染予防の観点から、オンラインによる面会や会議や研修等が推奨され、事務処理や介護記録等の業務の効率化や ICT の活用が推奨されました。これにより、これまで遅れていた施設経営に新たな改革が必要となってきています。国は、施設における介護の大規模データを分析し、科学的根拠に基づいた介護の実践や、計画作成、施設の介護能力の向上に繋げる仕組みを新たに構築しました。それにより、全ての施設職員のさらなる能力向上と、専門性の向上が必要となります。さらに、リハビリテーション、褥瘡予防、認知症ケア、看取り、口腔ケア、栄養管理等に重点が置かれ、それに伴う各種データの測定、記録、国への提出、国からのフィードバックを受けての再計画が必要となります。

そして、人材確保の観点から考えると、元気な高齢者の活用や無資格介護職員の活用と育成、オンラインによる採用面接や資格取得教育責任者の養成、また将来的には各法人に、IT 関連職員の配置や、外国人労働者の雇用における通訳者の配置等も必要となってくるのではないかと考えています。ただ、施設経営の観点から考えると、新型コロナウイルス感染症対策を含めた介護等職員等の補充や職員処遇改善を含む新たな人材採用等による人件費の増大、物価上昇や施設整備等の支出の増加、在宅関係利用者の利用控え等による収入減等、新たな諸問題も発生する中、これらの状況を改善するためにも、新たな加算取得は必要要件となり、厳しい法人経営が予想されます。こういう時こそ、一人一人の意識と組織としてのチームワークが問われる時だと思えます。

今後、機械が出来ることは機械に、専門職が関わる場所は専門職に、そして科学的根拠に基づいた、医療・介護が実践される時代が到来すると想定されます。

当法人も上記内容を含む改善や改革も行わなくてはならないと考えます。その中で、新制

度への早期適用と事業継続のため全職員一体となった地域貢献の推進、地域に信頼される事業活動の展開、業務効率を上げるための個々の資質向上を含めた職員の能力向上、福祉の心を実践できる職員の育成並びに次世代の幹部職員育成、専門職員の獲得、今後を見据えた個室化の検討やICTの活用による業務省力化、そして法人本部の人事管理や人材育成を含む機能強化等が必要となります。そして同一理事長の医療拠点である谷口病院との事業連携も、より一層進めなければならないと考えます。

また、保育事業も、子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、子ども・子育て関係整備法)が施行され、子ども・子育て支援制度が創設され、より一層教育制度に近づいてきました。またこの度三朝町でも、園児総数が減少する中、賀茂保育園も園児定数の削減が行われました。(定員数90名)さらに、三朝町における保育施策の総合的な推進が図られてきています。本園は、現行制度より多くの規制がかけられる中、公定価格の引き下げによる収入減や少子化傾向とも重なって、一層厳しい経営努力が求められることとなっています。しかし、チーム保育推進加算が新たに創設され、いくらかは改善が行われましたが、今後は更なる新規園児獲得が出来る特色のある保育園経営が必要となります。

以上を念頭において、福生会の苑是と理念、基本方針に基づき、この度、社会福祉法人福生会 3カ年計画を作成します。

尚、この中期計画の作成にあたっては、現行の介護保険制度の改正、介護報酬等の改正、保育事業関係法令の改正、現在の社会情勢、税と社会保障の一体改革、社会福祉法人改革等を勘案し、その都度整合性を図ることが必要となります。

令和3年4月(2021)



社会福祉法人 福生会  
施設長 村尾和広